

私費外国人留学生「学びの継続」のための緊急奨学金支給事業  
Q & A 集

1 調査票（様式1）への記入

(1) 「総在籍者数」には非正規生の数も含めますか。

→「総在籍者数」には非正規生の数を含めません。

(2) 各年度（R元、R2、R3）の在籍者数はどの時点の数を記入すればいいですか。

→各年度の4月時点での「県内に居住する私費外国人留学生数」及び「総在籍者数」を記入してください（例えば、R2年度ですと、R2年4月時点の数となります。）。

(3) 交換留学生は非正規生ですか。

→交換留学生は非正規生とし、「県内に居住する私費外国人留学生数」及び「総在籍者数」には含めないでください。

(4) 未入国者はどのように取り扱えばいいですか。

→未入国であるものの、その大学等に正規生として在籍しているのであれば、「総在籍者数」に含んでも差し支えありません。

ただし、未入国である以上、兵庫県内に居住しているとはいえないことから、「県内に居住する私費外国人留学生数」には含めないでください。

(5) 休学者はどのように取り扱えばいいですか。

→休学していたとしても、その大学等に在籍しているのであれば、「総在籍者数」に含めても差し支えありません。

また、その休学者が兵庫県内に居住しているのであれば、「県内に居住する私費外国人留学生数」に含めても差し支えありません。

ただし、本奨学金の趣旨に鑑み、休学者は奨学生として推薦することはお控えください。

2 申請書類について

(1) 推薦枠を割り当てられた後、申請書類はいつまでに HIA へ提出すればいいですか。

→正確な締切は推薦枠数通知時にお知らせしますが、7月中旬の締切を予定しています。

- (2) 10月から別途奨学金を受給する予定があります。その奨学金を入れると、収入額が143,000円を超過するのですが、このような場合は奨学金の支給対象者とはなりませんか。

→全収入（緊急奨学金受給分は除く。）が月額平均143,000円を超えるまでは受給いただけますが、143,000円を超えた時点で、異動届を提出し、奨学金の受給を辞退していただくこととなります。

- (3) 3月末まで在籍する学生の中でどうしても受給条件を満たす者がいなかった場合、9月卒業の学生を推薦することは可能ですか。

→可能ではありますが、卒業した時点で受給資格を失いますので、異動届を提出し、奨学金の受給を辞退していただくこととなります。

- (4) 数か月ごとにまとまった仕送りを受け取っており、月によっては仕送り額が0円の時もあるのですが、このような場合において、仕送り額が減少したかどうかはどのように判断すればいいのでしょうか。また、その場合の収入状況調書（様式3）についてはどのように記入すればいいのでしょうか。

→まとまった仕送りを受け取っている期間の1か月の平均仕送り額を算出し、該当する月に記載してください。

「減少前」と「減少後」の額については、上記で算出した平均額を使用して比較してください。

収入状況調書への記入例（6月17日に様式3内に追加）も参照してください。

- (5) 「6 経済状況」の記入について、施設設備費は授業料に含みますか。含まない場合、支出欄ではどこに計上すればよいですか。

→施設設備費は授業料に含みません。

支出の内訳：「授業料」欄には純粋な授業料のみの額を記入し、施設設備費による支出は「学習研究費」欄で計上してください。

収入の内訳：「仕送り（授業料分）」には純粋な授業料のみの額を記入し、そのほかは「仕送り（授業料除く）」欄で計上してください。

- (6) 「併給を制限している奨学金に応募している場合対象外」と申請書裏面に

記載してありますが、応募している段階でも対象外になるのでしょうか。

→いいえ。「併給を制限している奨学金に応募され、採択された場合対象外」とお考えください。実施要綱内第3条の(15)「併給を制限されている他制度の奨学金等の給付を受けていないこと」に従いご準備ください。

※ Q&A集は随時更新しています。直近の更新部分には下線を引いています。